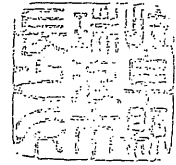


# 諮 問 書

令和 2 年 2 月 13 日

瑞浪市廃棄物減量等推進審議会 会長 様

瑞浪市長 水野 光二



瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 59 年条例第 35 号)第 1 条の 2 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会に諮問します。

## 記

### 諮問事項：

1. 一般廃棄物の収集、運搬及び処理に係る手数料並びに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 13 条第 2 項の規定による産業廃棄物の処理費用の見直し
2. 廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 6 条の規定により市が処理を行うものとして市長が告示する産業廃棄物の種類及び処理の区分の見直し